

神戸市立工業高等専門学校クラブ顧問会議規程

2023年6月1日

規程第12号

(目的)

第1条 この規程は、神戸市立工業高等専門学校クラブ顧問会議（以下「顧問会議」という。）の開催及び運営について必要な事項を定めることを目的とする。

(顧問会議の目的)

第2条 顧問会議は、学生のクラブ活動に関する事項を協議し、クラブ活動に関するルールの確認及び情報の共有、クラブ顧問間の円滑な連携を図ることを目的として開催する。

(構成)

第3条 顧問会議は、校長、学生主事、教務主事（教育）、副主事（学生）、クラブ顧問、事務室学生課学生担当係長及び担当者をもって構成する。

2 議長は、校長とする。

3 議長に事故があるとき、又は議長が欠けたときは、あらかじめ議長が指名する教職員がその職務を代理又は代行する。

(顧問会議の開催)

第4条 顧問会議の会議は、定例及び臨時に開催する。

2 定例の会議は、4月、9月及び2月に開催する。

3 臨時の会議は、必要に応じて議長が招集する。

(顧問会議の運営)

第5条 顧問会議に係る事務は、副主事（学生）が行う。

(その他)

第6条 この規程の改廃については、顧問会議で協議する

附 則

1 この規程は、2023年6月1日から施行する。

2 旧神戸市立工業高等専門学校の規程等に関し必要な措置を定める規程（2023年規程第7号）別表のクラブ顧問会議規程の項を削る。